破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１３７７号
札幌市北区新琴似７条13丁目４番８号　ファミールおいかわ100号
債務者　小笠原隼斗
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３７８号
札幌市北区北33条西６丁目２番12―301号
債務者　高橋　果実
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１５４８号
札幌市白石区北郷６条４丁目８番18―103号
債務者　若松亜紀子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１７５号
札幌市豊平区平岸３条16丁目１番６―105号
債務者　田島　政和
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６７２号
北海道石狩市花川南８条１丁目134番地　Ｂｅｅプライム202号
債務者　高倉　義久
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２７０１号
北海道江別市大麻栄町18番地の５
債務者　小川　惠子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８５９号
札幌市北区北27条西13丁目８番11号　フロンティア2713―206号
債務者　安居　昇司
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８８０号
札幌市東区北27条東22丁目２番12号　アカデミービル303号
債務者　雪田あゆみ
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４２号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町29番地３
債務者　斉藤　政宏
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第３６０号
盛岡市厨川２丁目22番21号
債務者　菊田　幸典
1　決定年月日時　平成23年11月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３５４号
群馬県藤岡市岡之郷1342番地　タウニィ笠原Ｃ棟102号
債務者　村瀬　正樹
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３５８号
群馬県高崎市棟高町938番地　大山ヴィレッジ105号
債務者　永峯　道広
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３６０号
群馬県富岡市富岡940番地
債務者　山岸　正幸
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３６１号
群馬県富岡市富岡940番地
債務者　山岸　洋子
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３６４号
群馬県高崎市石原町1229番地　コテージセイザン101号
債務者　宇敷　静枝
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第３６６号
群馬県高崎市吉井町吉井130番地５
債務者　石垣　仁子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第９６９号
千葉県市原市郡本１―197、住民票上の住所千葉県市原市荻作1311番地117
債務者　高山　松雄
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係